

岐阜県公報

目 次

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警 務 課)

ページ

号 外 (二) 平 成 二 十 八 年 十 一 月 三 十 日

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第八号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則(昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二に次の一号を加える。

九 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)第三十二条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関する事。

附 則

この規則は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年十一月三十日

平成二十八年十一月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社